

## 第3号議案

### 兵庫県医師国民健康保険組合同規約の一部改正

(現 行)

#### 第3章 保険給付

(出産育児一時金及び出産手当金)

- 第 20 条 組合員は被保険者が出産したときは、当該被保険者の世帯に属する組合員又は准組合員に対し出産育児一時金として 420,000 円 を支給する。ただし、他の法律によりこの給付の支給を受けることができる者にはこれを行わない。
- 2 組合は、組合に加入後6ヶ月以上経過した准組合員が出産後、引き続き准組合員として勤務し、前項による新生児の育児を行うときは、当該被保険者の属する世帯の准組合員に対し、出産手当金支給規程により手当金を支給する。
- ただし、対象者であっても被保険者資格を喪失した者には支給しない。

(改 正)

#### 第3章 保険給付

(出産育児一時金及び出産手当金)

- 第 20 条 組合員は被保険者が出産したときは、当該被保険者の世帯に属する組合員又は准組合員に対し出産育児一時金として 500,000 円 を支給する。ただし、他の法律によりこの給付の支給を受けることができる者にはこれを行わない。
- 2 略

附則 この規約は、令和5年4月1日より施行する。  
ただし、施行日前に出産した被保険者に係る組合同規約第20条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

# 兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

## 第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条 組合員は、保険料として次の区分による月額の合算額を組合に納付しなければならない。

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下単に「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため算定した基礎賦課額。ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。
  - (1) 第一種組合員1人につき（組合職員を除く） 29,500 円
  - (2) 第二種組合員1人につき 5,000 円
  - (3) 准組合員1人につき 12,500 円
  - (4) 組合職員1人につき 12,500 円
  - (5) 組合員・准組合員・組合職員の家族1人につき 9,000 円
- 2 組合員は（第二種組合員を除く）、後期高齢者支援金として支援金保険料を組合員・准組合員の世帯に属する被保険者全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

後期高齢者支援金保険料 被保険者1人につき 5,000 円
- 3 組合員は、介護納付金として被保険者の属する組合員及び准組合員の世帯に係る次の金額を毎月、前各号に規定する保険料に併せ保険料として、毎月組合に納付しなければならない。

介護保険法第9条第2号被保険者1人につき 5,500 円
- 4 組合員は、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者並びに准組合員及び准組合員の世帯に属する被保険者（以下「被保険者等」という。）の相互扶助を目的とした、組合被保険者等福利共済事業の運営負担金として、組合員・准組合員の世帯に属する被保険者等全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

被保険者等1人につき 1,000 円

(改 正)

## 第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条 略

- 1 略
- 2 組合員は（第二種組合員を除く）、後期高齢者支援金として支援金保険料を組合員・准組合員の世帯に属する被保険者全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

後期高齢者支援金保険料 被保険者1人につき 5,500 円
- 3 組合員は、介護納付金として被保険者の属する組合員及び准組合員の世帯に係る次の金額を毎月、前各号に規定する保険料に併せ保険料として、毎月組合に納付しなければならない。

介護保険法第9条第2号被保険者1人につき 6,000 円
- 4 略

附則 この規約は、令和5年4月1日より施行する。  
ただし、この規約による第26条の規定は、令和5年4月分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。